

ムーンショット型研究開発事業 よくあるご質問（FAQ）

No.	質問	回答
第 0 章 応募・参画を検討されている方々へ		
第 1 章 ムーンショット型研究開発事業の概要		
第 2 章 利益相反マネジメントの実施		
第 3 章 PM採択後の研究開発推進について		
3-1	採択時点で代表機関候補に雇用されている場合、作り込み期間の活動はどのようになりますか。	採択時に、代表機関候補に雇用されている場合は、作り込み期間中はJSTと当該機関との委託契約に基づき活動していただきます。
3-2	採択時点で代表機関候補に雇用されていない場合、作り込み期間の活動はどのようになりますか。	採択時に代表機関候補に雇用されていない場合は、雇用されるまでの期間、JSTからの委嘱に基づき作り込み活動を行っていただきます。その間の活動経費は、予め精査の上、JSTが負担します。
3-3	代表機関の役割及び責務に係る経費は措置されますか。	PM活動を効果的・効率的に実施できる環境の整備、PMを補佐する者の雇用等の体制構築、代表機関内外に所属する課題推進者の研究開発の進捗管理や研究開発機関間の連携等のPM活動の支援については、代表機関の役割及び責務としていますが、これらに係る経費については、直接経費として措置することが可能です。但し、事前にJSTと協議のうえ認められた内容に限ります。 なお、代表機関等の管理部門に係る経費や研究部門で共通的に使用される物品等に係る経費など、間接経費による支出が適当と考えられる経費の措置は出来ません。
3-4	データマネジメントでは何をすれば良いですか。	研究データのうち管理対象とするデータの範囲や保存・共有・公開等の区分等を定めたデータマネジメントプラン（DMP）を策定し、研究開発計画書と併せてJSTに提出いただきます。また、このDMPに基づき、研究者から管理対象データのメタデータを集約し、JSTに提出いただくとともに、研究者間の情報交換や研究データの保存・共有・公開を促していただきます。
3-5	研究開発プロジェクト実施期間中に、PMの交代は可能ですか。	提案者に求める要件の1つに、「研究開発プロジェクトの全実施期間を通じ、責任者として研究開発プロジェクト全体の責務を負えること」を設定しております。そのため、研究開発プロジェクト実施期間の途中で応募要件が満たされなくなった場合はPMの解任となり、予め交代することは想定しておりません。万が一そのような状況が生じた場合には対応を検討させていただきますが、研究開発プロジェクトの中止が考えられます。
3-6	課題推進者は研究実施機関毎に分けて記載するのですか。	課題推進者とは、「PMが指示した、研究開発プロジェクトにおける研究開発の分担内容を実施する者」を指します。提案書では、提案する研究開発プロジェクトの実施に必要と考える候補者を研究開発項目毎に記載ください。研究実施機関毎ではありません。 詳しくは、公募要領本紙1.1.3(2)、3.6.3、様式1、様式3をご参照下さい。
3-7	研究開発プロジェクトの課題推進者について人数の制限や何名程度といたった想定はありますか。	研究開発プロジェクトの課題推進者について、人数の制限や想定する人数はありません。

ムーンショット型研究開発事業 よくあるご質問（FAQ）

No.	質問	回答
3-8	海外機関の研究者を課題推進者とすることは可能ですか。	海外の研究開発機関の研究者を課題推進者とすることは可能です。なお、当該機関は、原則としてJSTが提示する内容で委託研究開発契約を締結しなければなりません。詳しくは公募要領本紙3.8(2)をご参照ください。
3-9	代表機関はいつからPMの活動を支援するのですか。	PM採択後の作り込み内容には、代表機関による PM活動に対する支援体制の構築等も含まれます。採択後速やかにPM活動の支援を開始していただくようお願いいたします。
第 4 章 応募に際しての注意事項		
4-1	PMとして応募し、かつ主要な課題推進者として他の応募に参加することは可能ですか。	応募は可能です。ただし、それらの応募が共に採択候補となった場合や研究開発プロジェクトの作り込みの過程などで、「不合理な重複・過度の集中」の観点から、研究開発費の減額や課題推進者としての参画を認めない等の調整を行うことがあります。
4-2	同一研究者が複数の研究開発プロジェクトに課題推進者として参加することは可能ですか。	複数の提案書に同一研究者が課題推進者として記載されていても差し支えございません。ただし、同一研究者が課題推進者として記載された提案が複数件採択された場合は、研究開発内容や規模等を勘案した上で、PDの判断により、研究開発費の減額や当該研究者が参画する研究開発プロジェクトのうち、一部の課題の参画を認めない等の調整を行うことがあります。重複応募の制限については、公募要領本紙4.2をご参照下さい。
4-3	ムーンショット型研究開発事業において既にPMとして研究開発プロジェクトを推進していますが、今回公募するムーンショット目標にもPMとして応募することはできますか。	できません。ただし、同一期間に複数のプロジェクトのPMを兼ねないことが見込まれるのであれば応募は可能です。公募要領本紙4.2「重複応募の制限」（２）もご参照ください。
第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について		
5-1	各課題推進者のe-Rad登録は必要ですか。	応募時点で各課題推進者のe-Rad登録は必要ございません。 また、「2.研究組織情報の登録」へも課題推進者の入力が必要ございません。 詳しくはe-Rad操作マニュアル（本事業用）をご参照ください。
公募要領別紙1		
6-1	任期付きの職員（特任教授等）でも応募は可能ですか。	研究開発プロジェクト実施期間を通してPMに求める要件を満たす（又は見込みがある）場合においてのみ、応募は可能です。
6-2	研究開発期間中に定年退職を迎える場合でも応募は可能ですか。	研究開発プロジェクト実施期間中に定年を迎える等の場合においても、研究開発プロジェクト実施期間を通してPMに求める要件を満たす（又は見込みがある）ことができれば、応募は可能です。なお、面接審査の対象となった方には、補足説明資料等にて、定年等の後の予定（又は見込み）を確認させていただきます。
6-3	所属機関が民間企業でも応募は可能ですか。	可能です。

ムーンショット型研究開発事業 よくあるご質問（FAQ）

No.	質問	回答
6-4	PM活動に加え、所属する大学や企業等の業務を実施することは可能でしょうか。	PMの要件の1つとして「可能な限り高いエフォートで専らPM活動に従事すること」を設定しております。PM活動が支障なく遂行できる方策や見込みがあるとPDの判断が得られる場合には、所属機関の当該業務を実施することは可能です。
6-5	代表機関の変更は可能でしょうか。	委託研究開発契約締結や実施規約の誓約等含め、PM活動が支障なく継続できるという条件を満たす限りにおいて、PDの承認を得ることができれば、代表機関の変更は可能です。
6-6	審査を英語で受けることは可能でしょうか。	提案書を英語で作成する、面接選考時のプレゼンテーションを英語で実施する等、一連の審査をすべて英語とすることも可能です。ただし、使用言語は日本語または英語のみとさせていただきます。
6-7	PMは個人として応募するのですか、法人として応募するのですか。	PMへの応募は個人で行っていただきます。 なお、提案時に代表機関候補に所属していることは必須要件ではありませんが、採択後、作り込み終了時までに、日本の法人格を有し国内に活動拠点を有する代表機関に雇用されていることを要件としています。
6-8	PMは同一提案の中で課題推進者としても参加することができますか。	PMは専らマネジメントを行っていただきます。ただし、研究開発プロジェクトの一部の研究開発をPM自らが実施することが成果を得る上で極めて効果的であるとPDが判断した場合は、課題推進者として研究開発に参画することを認める場合があります。
提案書様式		
7-1	提案書のファイル容量に制限はありますか。	PDFに変換した研究開発プロジェクト提案書の容量は、3MB以内を目途としてください。(なお10MBを超えるファイルは、アップロードできません)。
7-2	現在受給中の研究費は、提案書【様式6】（１）現在応募中の研究費、（２）現在受給中（採択され、受け入れ予定の状態のものを含む）の研究費、のどちらに記載すべきでしょうか。	受給中の研究費は、（２）現在受給中（採択され、受け入れ予定の状態のものを含む）の研究費へご記載下さい。
7-3	提案書に課題推進者のもとで研究を担当する研究者を記載する必要はありますか。	課題推進者のもとで研究に参加される方について提案書に記載いただく必要はありません。
7-4	PMのマネジメント活動に係る費用は提案書の予算計画に含めますか。	提案書の研究開発費に含めてご提案ください。なお、PM活動を効果的・効率的に実施できる環境の整備、PMを補佐する者の雇用等の体制構築、代表機関内外に所属する課題推進者の研究開発の進捗管理や研究開発機関間の連携等のPM活動の支援については、代表機関の役割及び責務としていますが、これらに係る経費については、直接経費として措置することも可能です。
7-5	PMが課題推進者としての参画も想定している場合、【様式6】「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」における本事業のエフォートは、課題推進者としてのエフォートも含めて記入すべきですか。	課題推進者としてのエフォートについては、欄を追加して値を記入してください。【様式7】では、「PMとして採択され、かつ、課題推進者としての参画がPDにより認められた場合」に各事業に従事する際のエフォートを記入してください。

ムーンショット型研究開発事業 よくあるご質問（FAQ）

No.	質問	回答
7-6	提案書様式の各項目について、記入すべき内容について黒字・青字斜体で指示が記載されていますが、いずれも削除して良いですか。	青字斜体の指示内容については削除が可能です。黒字で記載された指示内容は削除されないようお願いいたします。
7-7	様式4「研究開発プロジェクトの推進計画及び予算計画」の「1. 研究開発プロジェクトの推進計画」の記入にあたり、PMのマネジメント活動に必要な経費はどのように記入すればよいでしょうか。	「よくあるご質問（Q&A）」No.7-4記載の通り、PM活動（公募要領本紙1.1.3「PM等の役割」及び、公募要領本紙3.6.1「PMの役割及び責務」参照）に必要な経費は提案書の研究開発費に含めてご提案をお願いいたします。PM活動に係る経費の記入にあたっては、研究開発項目別の研究開発費に含めていただいても構いませんし、「研究開発マネジメント」という項目を新たに設定したうえで記入いただいても結構です。
7-8	様式6「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」について、「（1）現在応募中の研究費（直接経費）」を記入するにあたり、応募中の制度の「2025年度の経費」を記入するように指示があります。現在応募中の制度については、2025年度ではなく、2026年度の経費を記入するのではないのでしょうか。	本欄では、応募中の各研究費における2025年度の経費執行予定額をご記入いただきます。2026年度から経費執行が予定されているものについては、2025年度の額は0百万円としていただき、その下部に括弧を付して期間全体の経費を記入いただければ結構です。
その他		
8-1	提案する研究開発の内容に関する相談については対応していただけますか。	研究開発プロジェクトの内容に関する個別のご相談は、公平性を担保する観点から承っておりません。制度概要などの説明について、動画及び資料を以下のURLの各目標公募ページに掲載予定ですので、ご参照下さい。 https://www.jst.go.jp/moonshot/koubo/202503/index.html
8-2	公募要領の英語版はありますか。	近日、以下のURLの各目標公募ページにて公開予定です。 https://www.jst.go.jp/moonshot/en/application/202503/index.html